（４）器物損壊の指導に生かす

器物損壊は，他の問題行動に比べて多くの児童生徒が経験したことのある行為であると思われる。平成１４年度の広島県の公立小・中学校における器物損壊行為の発生件数は小学校２６件，中学校２３１件である。前年度と比較すると小学校１０件，中学校７９件の減少となっている。発生件数で見ると，平成１０年度の調査以来，平成１２年度から毎年続けて減少しており，改善されてはきている。

しかし，この資料には表れていないが，学校の駐車場で友だちとボール投げ遊びをしていて車にボールを当ててしまったとか，教室の机に落書きをしたとかいう行為は，故意か故意でないかは別として，学校内でよく起きる事象である。

器物損壊の状況

区分	年度	発生学校数	発生件数	加害児童生徒数
小学校	１０年度	17	48	44
	１１年度	16	46	57
	１２年度	14	40	41
	１３年度	14	36	36
	１４年度	16	26	44
中学校	１０年度	67	338	339
	１１年度	63	379	385
	１２年度	82	450	360
	１３年度	73	310	292
	１４年度	62	231	218

「平成１４年度の広島県における生徒指導上の諸問題の現状について」　広島県教育委員会

こうした場合，全体指導として，朝会や学級指導の時間等に，「みんなの物を大切にしよう。」などの呼びかけ，さらに，当該児童生徒へは，事実関係の把握に基づき個別指導を行っている。その他にも，全体の取組みとして，学校行事や児童会・生徒会活動を通して，環境美化に関わってのゴミ拾いや清掃活動などの体験活動の実践例も見られる。

こうした指導に加えて，公共物をなぜ大切にしなければならないのかということを一人一人の心の中で意識化させる指導が大切である。そこで，「道徳の時間」の指導では，「公徳心」という内容項目だけでなく，「伝統文化の尊重」や「愛校心」「感謝」「おもいやり」「自然愛護」など，多様な内容項目から，一人一人にしっかりと考えさせていくことが大切である。